

# 浜山公園利用の申請方法が変わります

令和8年3月末で島根県収入証紙を廃止します

証紙の**販売**は  
令和8年3月末まで

証紙の**使用**は  
令和8年9月末まで

未使用の収入証紙の**還付**は  
令和13年3月末まで

## ★変更ポイント

1. インターネットを利用したオンライン申請になります
2. 料金の払込は、現金ではなくキャッシュレスでの支払になります



## オンラインでの申請はどうするの？

スマホやパソコンから「しまね電子申請サービス」を開きます



- ① QRコードをスマホのカメラ機能で読み取ります

または、下記URLを直接打ち込んで開くこともできます

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/kouen-kouikyoka>

★「しまね電子申請サービス」の詳しい入力方法は裏面をご覧ください

- ② 「しまね電子申請サービス」の案内に従い、入力します

(ご注意ください)

入力時にアカウント登録が求められます

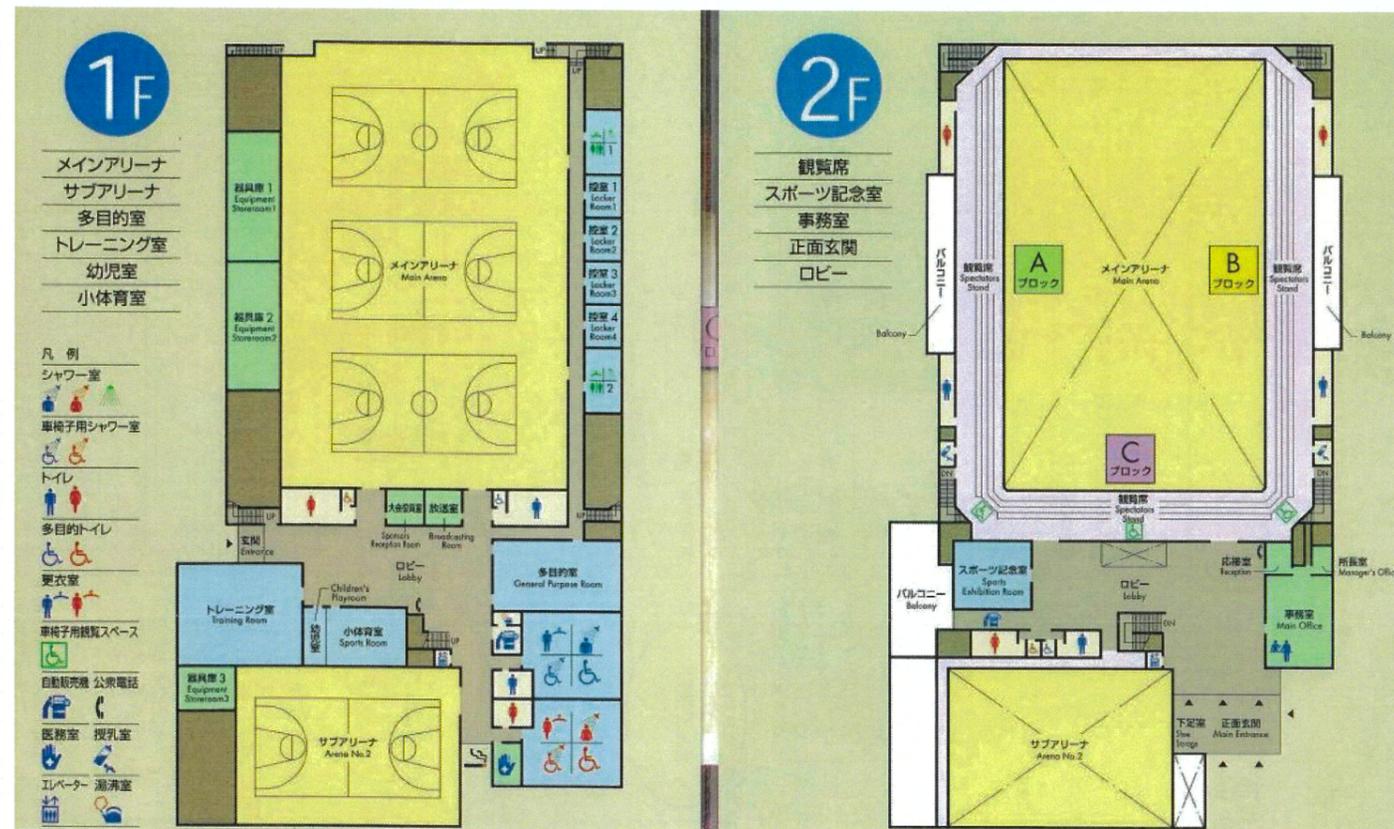
アカウント登録せずに手続きもできますが、入力途中で画面を閉じた場合、入力データは保存できません

アカウント例：Google（グーグル）、LINE（ライン）、メールアドレスでも登録できます

アカウントとは？インターネット上のサービスやアプリを利用するために必要なIDとパスワード、そしてそのIDとパスワードでログインできる権利のことです

- ③ 申請ボタンを押すと、受付完了のメールが届きます
- ④ 県で内容を審査後1～3日以内に手数料の支払案内メールを送ります
- ⑤ メール案内に従い、キャッシュレスで支払いをしてください  
支払い方法：クレジット決済、ペイジー（ATM、インターネットバンキング）、PayPay
- ⑥ 支払い完了が県へ通知され、許可証が発行されます

浜山公園の利用において、電子申請に切り替わるのは、行為許可申請（広告物、物品販売、映画撮影、写真撮影）・公園施設設置許可申請・公園施設管理許可申請です。その他の申請等はこれまで通りです。



行為許可申請には行為場所を示した平面図が必要です。この用紙に直接書き込み、スマホ等で撮影した上、申請時に画像添付していただくか、出雲県土整備事務所のホームページに掲載しているマップを加工し添付してください。

**1** QRコードを読み取ると、次のように表示されます

**【決済】【出雲県土整備事務所提出】行為許可申請書（様式第1号）（浜山公園）v4**

島根県の「【決済】【出雲県土整備事務所提出】行為許可申請書（様式第1号）（浜山公園）v4」のオンライン申請ページです。  
 都市公園法第5条第1項の規定により、公園施設の管理の許可を受けたい場合に提出してください。  
 物品販売の申請は、大会等の主催者又は主催者から依頼を受けた事業者のみ行えます。納付された占用料金等は返付することができません。

**おすすめ!**

Grafferアカウントを利用する方  
 ログインしていただく、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。  
**新規登録またはログインして申請**

または

Grafferアカウントを利用しない方  
 メールアドレスの確認のみで申請ができます。一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。  
**アカウント登録せずにメールで申請**

**4** 利用規約を確認し、同意するにしてください

**【決済】【出雲県土整備事務所提出】行為許可申請書（様式第1号）（浜山公園）v4**

島根県の「【決済】【出雲県土整備事務所提出】行為許可申請書（様式第1号）（浜山公園）v4」のオンライン申請ページです。  
 都市公園法第5条第1項の規定により、公園施設の管理の許可を受けたい場合に提出してください。  
 物品販売の申請は、大会等の主催者又は主催者から依頼を受けた事業者のみ行えます。納付された占用料金等は返付することができません。

**利用規約をご確認ください**

利用規約  に同意して、一時保存した申請から再開、または新しく申請してください。

利用規約に同意する

**5** 申請者の入力画面に移動します

一時保存した申請から再開する

新しく申請を始める

どちらかを選んで進む

**【決済】【出雲県土整備事務所提出】行為許可申請書（様式第1号）（浜山公園）v4**

**入力フォーム**

**浜山公園 行為許可申請書 申請者情報**

住所

郵便番号

申請者名

担当名

電話番号

チェックすると、主催団体名入力欄が表示されます

補足することがあれば、備考欄に記入してください

添付書類は5つまで添付できます

**2** どのようにログインをするか決めてください



すでにアカウントをお持ちの方は、こちらから

**Grafferアカウントをお持ちの方**

Grafferアカウント規約 プライバシーポリシー をお読みのうえ、同意してログインしてください。ログインをもって、Grafferアカウント規約およびプライバシーポリシーに同意いただいたものとします。

Googleでログイン

LINEでログイン

メールアドレスでログイン

ログイン方法について教えてください

初めて利用される方はこちらから

**Grafferアカウントをお持ちでない方**

Grafferアカウントに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。アカウント登録は無料です。

新規アカウント登録

**3** メールアドレスでログイン

メールアドレス

パスワード

パスワードを表示

Grafferアカウント規約 プライバシーポリシー をお読みのうえ、同意してログインしてください。ログインをもって、Grafferアカウント規約およびプライバシーポリシーに同意いただいたものとします。

ログイン

パスワードをお忘れの方はこちら

**他の方法でログインする**

Googleでログイン

LINEでログイン

ログイン方法について教えてください

それぞれのログイン画面は次のとおりです

Google ログイン

LINE

メールアドレス

パスワード

ログイン

QRコードログイン

**6** 申請内容を入力します

**【決済】【出雲県土整備事務所提出】行為許可申請書（様式第1号）（浜山公園）v4**

入力状況 75%

**入力フォーム**

**浜山公園 行為許可申請書**

行為の目的

行為の開始日

行為の終了日

行為の日数

行為の場所

行為の内容

広告物

物品販売

写真撮影

確認①

どちらかに☑を入れてください。

主催者からの依頼による申請です

主催者による申請です

確認②

納付された占用料金などは返付できません。（島根県立都市公園条例第4条第2項）

了承しました

備考

添付ファイル

添付するファイルがある場合は、こちらから添付してください。

ファイルを選択...

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

一時保存して、次へ進む

< 戻る

島根県公式ページとして株式会社グラファァーが運営しています。

**【重要】** 電子申請から料金支払いまでを行為当日までに終えていただく必要があります  
**行為日の7日前（土・日・祝日を除く）までに申請を行って下さい**  
 当日の申請及び許可は原則行っておりません

**【入力にあたって】**

- 必要事項の入力を進めると、納めていただく料金が自動で表示されます。  
 ※物品販売の方へ※  
 複数日に物品販売をする場合で、販売員の人数が日ごとに違う時は、次のとおり入力してください  
 →行為の日数を「1日」で入力、物品販売員の人数は「のべ人数」を入力
- 添付書類は次のものを添付してください。
  - 行為の内容がわかるもの  
 例：大会の要項、パンフレットなど
  - 行為の場所がわかるもの  
 例：公園のマップや、カミアリーナの館内平面図に行為場所を記したのもの
  - 広告物の場合は、スポンサー企業一覧
  - 物品販売で複数の店舗をまとめて申請する場合は、店舗名と販売員の数の一覧表

**【お問い合わせ】**

初めて申請するなど、入力方法に不安がある場合は、下記担当へご連絡ください  
 出雲県土整備事務所 管理第一課 浜山公園担当 0853-30-5633